令和６年度
学部
教職課程自己点検・評価報告書

令和８年３月

国立大学法人　秋田大学
教職課程・キャリア支援センター

目　次

Ⅰ 秋田大学の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ 基準ごとの自己点検・評価

基準領域１ 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育
の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

基準領域２ 教職を担うべき適切な人材の確保・・・・・・・・・7

基準領域３ 教職へのキャリア・サポート・・・・・・・・・・・9

基準領域４ 大学教育の一環としての教員養成カリキュラム
の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

基準領域５ 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ・・・・13

○ 各領域における項番・基準領域・基準項目について取り組み内容を記し、その評価を実施するものである。

項番	基準領域	基準項目	評点
1	基準領域1 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み	基準1-1 教員養成教育に対する理念の共有	○ 「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること
2		基準1-2 教職課程のカリキュラム編成の工夫	○ 一貫性のあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもとに、主体的に教員養成カリキュラムを編成していること
3		基準1-3 教職員の組織体制に関する工夫	○ 教員養成教育を提供するにふさわしい教職員の組織体制を整え、学生の指導にあたること
4		基準1-4 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用	○ 教員養成教育のあり方を恒常的に見直し、改善につなげるシステムを自律的に構築し、運用していること
5	基準領域2 教職を担うべき適切な人材の確保	基準2-1 教職課程への学生の導入に関する工夫	○ 教職課程（教員養成系大学・学部にあっては教員養成課程）において教員養成教育を提供するに際して、将来的に教職を担うにふさわしい人材を対象とするべく必要な手立てを講じること
6		基準2-2 教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導	○ 教員養成教育を受けている学生に対して、その折々で適切な支援と指導を行うこと
7	基準領域3 教職へのキャリア・サポート	基準3-1 教職への意欲や適性の把握	○ 教員養成教育を受けている学生の意欲や適性の把握に努めるとともに、教職に向けての適切なキャリア支援を行うこと
8		基準3-2 履修指導を支える組織体制やシステムの充実	○ 教員養成教育を受ける学生が主体的にキャリア形成を行うべく、必要な組織体制やシステムを整えること
9	基準領域4 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営	基準4-1 大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実	○ 大学としてふさわしい自律性を持ってカリキュラムを構成し、その中に教員養成教育を適切に位置づけること
10		基準4-2 創造的な課題発見・課題解決を促す修学環境や授業方法の充実	○ 教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること
11	基準領域5 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ	基準5-1 学校現場への理解と教育実習の充実	○ 学校現場についての理解を醸成するとともに、その理解に基づく適切な実習プログラムを設定し、運用すること
12		基準5-2 体験の省察・構造化の充実に関する工夫	○ 教員養成教育の中に様々な体験活動を適切に位置づけるとともに、あわせてその体験を省察し、構造化する機会を提供すること
13		基準5-3 教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実	○ 教員養成教育を提供するに際し、教育関係の諸機関と適切な連携・協力体制を構築し、それを恒常的に改善していること

なお、評価については下記を付す。

A ・・・ 十分に実施している

B ・・・ 実施している

C ・・・ 実施しているが問題・課題がある

D ・・・ 実施していない

※Cの場合は問題・課題の詳細内容を付す

（参考）秋田大学教職課程自己点検・評価実施要項より抜粋

（趣旨）

第１条　この要項は、秋田大学（以下「本学」という。）の教職課程に係る自己点検・評価（教育職員免許法施行規則第22条の８に基づき、実施する点検・評価をいう。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（自己点検・評価の実施にあたっての基本的な考え方）

第２条　自己点検・評価は、次の事項を踏まえて実施するものとする。

(1) 教職課程の目標及び当該目標を達成するための計画に照らし、その成果を検証すること。

(2) 客観的な根拠となる資料やデータ等に基づいて実施すること。

(3) 自己点検・評価により得られた課題の分析等を通じて、教職課程の改善につなげていく活動として位置づけること。

(4) 大学全体の内部質保証体制の充実に係る方向性と整合したものとするため、また、効率的な自己点検・評価を行うため、学校教育法第109条第1項に基づいて実施する本学の自己点検・評価との関連性を意識すること。

（実施間隔）

第３条　自己点検・評価は、原則として３年に一度実施する。ただし、継続的なデータ収集は毎年度実施する。

（第４条、第５条　省略）

第６条　自己点検・評価に係る情報は、本学のウェブサイトへの公開等の適切な方法により、学内外に広く公表する。

Ⅰ 秋田大学の現況

（１）学部名：秋田大学　教育文化学部
　　理工学部

（２）所在地：秋田県秋田市手形学園町１－１

（３）学生数及び教員数（令和６年５月１日）

学生数　教育文化学部　901人
　　理工学部　1702人

教員数　教育文化学部　78人
　　理工学部　120人

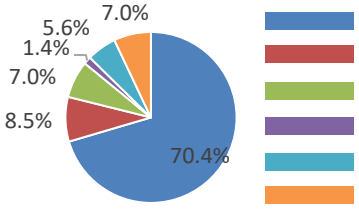
（４）教職実践演習における教員志望者全学アンケートについて

教職実践演習受講者数　教育文化学部　122人
　　理工学部　42人

アンケート回答者数　教育文化学部　103人
　　理工学部　42人

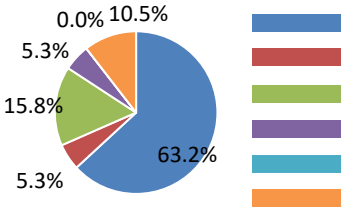
教員志望者数　教育文化学部　71人
　　理工学部　19人

教員志望度　教育文化学部



・教員採用試験の合否がどちらでも教員に就職したい　50人
・教員採用試験に合格したら教員に就職したい　6人
・教員採用試験に合格したら就きたいが、教員以外の就職も考えたい　5人
・教員採用試験で不合格なら教員以外に就職する又は大学院に進学する　1人
・教員採用試験に不合格でも次の教員採用試験でも合格を目指したい　4人
・その他　5人

理工学部



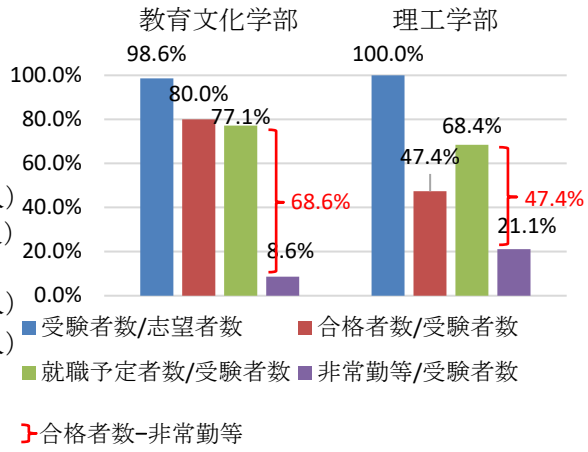
・教員採用試験の合否がどちらでも教員に就職したい　12人
・教員採用試験に合格したら教員に就職したい　1人
・教員採用試験に合格したら就きたいが、教員以外の就職も考えたい　3人
・教員採用試験で不合格なら教員以外に就職する又は大学院に進学する　1人
・教員採用試験に不合格でも次の教員採用試験でも合格を目指したい　0人
・その他　2人

教員採用試験受験者数及び合格者数

教員採用試験受験者数　教育文化学部　70人
　　理工学部　19人

教員採用試験合格者数　教育文化学部　56人（8人）
()内は大学院進学予定者数　理工学部　9人（0人）

教員就職予定者数　教育文化学部　54人（6人）
()内は非常勤講師等　理工学部　13人（4人）



教員就職予定地域　　教育文化学部　秋田県内　36名（6人）、秋田県外　18名（0人）
（）内は非常勤講師等　　理工学部　　秋田県内　4名（2人）、秋田県外　9名（2人）

学部	教員就職者数	教員就職者数														
		採用区分	認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
			県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
教育文化学部	54	正	1	2	0	0	21	6	4	4	1	1	3	4	30	17
		他	0	0	0	0	3	0	2	0	1	0	0	0	6	0
理工学部	13	正							0	0	2	7			2	7
		他							0	0	2	2			2	2
合　計	67	正	1	2	0	0	21	6	4	4	3	8	3	4	32	24
		他	0	0	0	0	3	0	2	0	3	2	0	0	8	2

正 … 正規に教員として採用された者（期限を定めない常勤採用）
他 … それ以外で育児休業、病休、産休教員の代替教員、その他期限付きの教員として採用された者（臨時的任用、期限付き任用及び非常勤講師）

（５）卒教者数、教員免許状取得者数及び教員就職者数（令和６年度）

卒業者数　　教育文化学部　223人
　　理工学部　391人

教員免許状取得者実人数　教育文化学部　123人
　　理工学部　37人

学部	課程/学科	卒業者数	教育免許状取得者数												
			実人数	合計	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	特別支援学校		延べ人数	
					一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種	二種
教育文化学部	学校教育課程	121	121	123	18	0	94	27	94	6	94	44	3	344	36
	地域文化学科	102	2						1	0	2			3	0
理工学部	生命科学科	43	4	37							4			4	0
	物質科学科	92	8								11			11	0
	数理・電気電子情報学科	126	22						10	0	25			35	0
	システムデザイン工学科	130	3								4			4	0
合　計		614	160		18	0	94	27	105	6	140	44	3	401	36
														437	

（令和５年度）

学　部	卒業生数	教育免許状取得者数(一種・二種含む)											
		実人数	幼稚園		小学校		中学校		高等学校	特別支援学校		延べ人数	
			一種	二種	一種	二種	一種	二種	一種	一種	二種	一種	二種
教育文化学部	200	103	19	0	80	21	82	1	75	33	2	289	24
理工学部	392	29					6	0	33			39	0
合　計	592	132	19	0	80	21	88	1	108	33	2	328	24
												352	

（６）教員就職者数　教育文化学部　　69人
理工学部　　12人

学部	課程/学科	教員就職者数	採用区分	教員就職者数													
				認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
				県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
教育文化学部	学校教育課程	68	正	2	3	0	0	23	9	4	4	2	2	3	4	34	22
			他	0	0	0	0	3	0	4	1	2	2	0	0	9	3
	地域文化学科	1	正							0	0	0	0			0	0
			他							0	0	1	0			1	0
理工学部	生命科学科	1	正									0	1			0	1
			他									0	0			0	0
	物質科学科	1	正									0	0			0	0
			他									1	0			1	0
	数理･電気電子情報学科	9	正							0	0	1	6			1	6
			他							0	0	1	1			1	1
	システムデザイン工学科	1	正									1	0			1	0
			他									0	0			0	0
合　計		81	正	2	3	0	0	23	9	4	4	4	9	3	4	36	29
			他	0	0	0	0	3	0	4	1	5	3	0	0	12	4

正 … 正規に教員として採用された者（期限を定めない常勤採用）
他 … それ以外で育児休業、病休、産休教員の代替教員、その他期限付きの教員として採用された者（臨時的任用、期限付き任用及び非常勤講師）

（令和５年度）

学　部	教員就職者数	採用区分	教員就職者数													
			認定こども園		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
			県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外	県内	県外
教育文化学部	68	正	3	1	0	1	18	18	2	5	2	4	3	2	28	31
		他	0	0	0	0	3	1	3	2	0	0	0	0	6	3
理工学部	6	正							0	0	1	2			1	2
		他							0	0	2	1			2	1
合　計	74	正	3	1	0	1	18	18	2	5	3	6	3	2	29	33
		他	0	0	0	0	3	1	3	2	2	1	0	0	8	4

（７）令和６年度　取得できる教員免許状一覧

学部	課程・学科	免許状の種類	免許教科・領域
教育文化学部	学校教育課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
	地域文化学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史，公民
理工学部	生命科学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	物質科学科	高等学校教諭一種免許状	理科，工業
	数理・電気電子情報学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学，理科，工業
	システムデザイン工学科	高等学校教諭一種免許状	理科，工業

Ⅱ 基準ごとの自己点検・評価

基準領域１ 構成員の合意に基づく主体的な教員養成教育の取り組み

基準１－１ 教員養成教育に対する理念の共有

○ 「教員となり得る人材を養成する」ことを、機関の教育目標のひとつに適切に位置づけるとともに、その理念を構成員が共通理解するための手立てを講じていること

［基準に係る取り組み内容］

1-1-1 ：当該機関で養成しようとする教員像について構成員が共通理解している
1-1-2 ：当該機関の設置理念に適う教員養成教育について構成員の合意を形成している
1-1-3 ：「公教育の教員を養成する」という認識を構成員が共有している
1-1-4 ：当該機関における主要な進路のひとつとして「教職」を位置づけている

（基準の実施状況についての自己評価：A）

１）当該評価した分析結果

1-1-1 ：課程・学科ごと、およびコースごとの目指す教員像について目標を設定し、学部ホームページ、教職ガイド冊子に載せている。また、教授会前にアカデミック・プレゼンテーションをFDとして開催し、教育文化学部附属学校共同委員会で研修会を開催するとともに、学部ホームページに３つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）を掲載して、養成しようとする教員像について教職員で共有している。（教育文化学部）
1-1-2 ：カリキュラムツリーを作成し、年次毎の授業内容や各授業科目間のつながり、教育課程の方針などを体系的に明示することにより、教員養成に対する社会的ニーズや、教育をめぐる学術研究の成果等をカリキュラム編成・実施に反映する体制を構築している。（教育文化学部）
1-1-3 ：社会的ニーズをふまえた教員養成教育の理念や目的について、秋田大学教育文化学部「教員スタンダード」を制定し、教職ポートフォリオ冊子に教員に求められる資質・能力を提示することにより、構成員が共通理解している。また、教員の資質・能力の向上に寄与する事業として「秋田の教師力高度化フォーラム」を開催しているほか、教職を経験していない大学教員について、学校現場の理解の観点から、附属学校や公立学校での研究協力・指導助言、出前授業等の活動を行ってもらっている。（教育文化学部）
1-1-4 ：教職課程履修希望者に対して、ガイダンスや授業を通して教職への就職について説明している。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点

すべての学部において、教職を主要な進路の一つに位置づけており、学生の卒業後進路を保障するべく、全学年にわたってガイダンスや授業を設定し、漏れのない支援を行っている（1-1-4）。

基準１－２ 教職課程のカリキュラム編成の工夫

○ 一貫性のあるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーのもとに、主体的に教員養成カリキュラムを編成していること

［基準に係る取り組む内容］

1-2-1 ：当該機関として適切なディプロマ・ポリシーを設定している
1-2-2 ：当該機関のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに一貫性がある
1-2-3 ：大学の教育活動と社会（外部）との積極的な関わりを構築している

（基準の実施状況についての自己評価：B）

１）当該評価とした分析結果

1-2-1 ：当該教員養成教育を修了した者が備えるべき力量をディプロマ・ポリシーとして規定し、学部ホームページに載せて学生へ周知している。（教育文化学部）

1-2-2 ：カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに則してカリキュラムが体系的に編成されていることを示すため、カリキュラム・ツリーを作成して提示しているほか、学生に具体的な学びの道筋を示すために作成された標準的な履修計画である履修モデルも提示している。（理工学部）
1-2-3 ：学生への本学部附属学校園の研究会情報の提供と参加への便宜（授業欠席配慮要請）を図っているほか、授業科目「教育実地研究Ⅲ・Ⅳ」における公立学校での授業補助経験、卒業研究における公立学校での検証授業など、理論と実践の往還がなされるようにしている。また、大学の授業の成績や学外体験活動での取り組み等について公正かつ厳格な評価を行い、優秀な学生を顕彰する制度を整えている。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点
すべての学部において、カリキュラム・ツリーを作成して提示するほか、履修モデルの策定・提示も行っている（1-2-2）。

基準１－３ 教職員の組織体制に関する工夫

○　教員養成教育を提供するにふさわしい教職員の組織体制を整え、学生の指導にあたること

［基準に係る取り組む内容］
1-3-1 ：研究者教員と学校現場での優れた実践経験を有する教員との共同指導体制を構築している
1-3-2 ：事務系組織も含め、教職員全体で学生の学びを支援している

（基準の実施状況についての自己評価：A）
１）当該評価とした分析結果
1-3-1 ：秋田県の教育・教育行政で長年活躍してきた実務家を教職大学院の専任実務家教員として６名、教職高度化センター客員教授として２名を採用し、研究者教員と協働して教育・研究に当たっている。また、学校教育課程の教員採用に当たっては教職経験があることを望ましい条件としている。加えて、多数の公立学校教員に、実地指導講師として多くの授業に参加してもらっており、附属学校園の教員にも事前事後指導を含め多大な協力を得ている。附属学校では学部共同委員会や情報化推進委員会、インクルーシブ教育推進連絡会議、学びのコミュニティスクール協議会などを設置して、学部教員と附属学校園教員が連携して取り組む体制をとっている。（教育文化学部）
1-3-2 ：教職高度化センターを置いて、秋田県総合教育センター、秋田市教育研究所と連携しながら、学部・教職大学院の教員養成及び教員研修の高度化に取り組む体制をとっている。（教育文化学部）
1-3-2 ：教員養成委員会を置き、委員長を教員養成担当の副学部長が務め、教職課程科目に関わる教職入門実施委員会、教育実地研究実施委員会、教育実習実施委員会、介護等体験実施委員会、教職実践科目実施委員会、保育士養成実施委員会の各委員長などが構成員となり、教員養成全般の方針決定、連絡調整等を行っている。（教育文化学部）
1-3-2 ：教職課程運営委員会を置き、委員長を学務副委員長が務め、教職課程教育のカリキュラム編成・実施・評価に関することのほか、その他教職課程教育の実施計画・運営及び課程履修学生の修学に関すること全般について担当している。また、履修方法等の事務的な相談については、総合学務課理工担当でも対応にあたっている。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点
各学部内において専門委員会を設置するとともに、学部横断組織として教職課程・キャリア支援センターを置き、秋田県総合教育センターほか、学外の関連機関との連携体制を構築している。

基準１－４ 教職課程に対する自律的・恒常的な改善システムの構築と運用

○ 教員養成教育のあり方を恒常的に見直し、改善につなげるシステムを自律的に構築し、運用していること

［基準に係る取り組む内容］

1-4-1 ：学生の教職志向を把握し、学部教育の改善に活かしている
1-4-2 ：当該機関の教員養成教育のあり方を恒常的に見直す体制を構築している
1-4-3 ：当該機関における教職履修者数が適正な範囲である
1-4-4 ：大学の授業の質的向上のために組織的な取り組みを展開している

（基準の実施状況についての自己評価：Ｂ）

１）当該評価とした分析結果

1-4-1 ：学校教育課程では、毎年度全学年について教職志望度の調査を行い、経年変化をつかんで、指導に活かしている。また、毎年度1回以上、指導教員やコース主任等による教職ポートフォリオ面談を実施して、教職キャリアに向けた支援を行っている。学校教育課程の教員就職率は2023年度卒業生78.2％（大学院進学者、保育士就職者を母数から除く）、2024年度卒業生73.4％と若干低下しているが、全国的に上位に入る割合であり、引き続いて、教員実習を通じて教職の魅力を認識してもらうようにするため、附属学校園と協議のうえ、教職志望者の増加に向けた取り組みを行っている。（教育文化学部）

1-4-2 ：教員養成担当の副学部長が委員長を務める教員養成委員会や、学校教育課程が中心となり、教員養成に関わる各委員会で実施・検証・改善するとともに、学部の点検・評価委員会では教職課程に関わる部分についても毎年度、中期目標・計画期間の計画の策定、実施結果の検証を行っている。（教育文化学部）

1-4-3 ：学年ごとに年１回教職課程履修希望者向けのガイダンスを行い、教職履修者数の適正な把握に努めている。（理工学部）

1-4-4 ：教科に関する科目も含めた学部専門教育科目（講義・演習）において、原則全科目を対象として毎学期授業評価を実施しているほか、教員による授業評価も毎年度実施しており、授業改善に組織的に取り組んでいる。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点

教職に関連するガイダンスを定期的に開催したり、授業評価やFD・SDに取り組んだりして、学部全体で教職課程を改善していくシステムを備えている。

基準領域２ 教職を担うべき適切な人材の確保

基準２－１　教職課程への学生の導入に関する工夫

○ 教職課程（教員養成系大学・学部にあっては教員養成課程）において教員養成教育を提供するに際して、将来的に教職を担うにふさわしい人材を対象とするべく必要な手立てを講じること。

［基準に係る取り組む内容］

2-1-1 ：教職を担うにふさわしい人材を集めるアドミッション・ポリシーを設定している
2-1-2 ：教職を担うにふさわしい学生の募集・選抜・選考等を実施している
2-1-3 ：教職を担うにふさわしい人材の確保について恒常的な改善に取り組んでいる

（基準の実施状況についての自己評価：Ｂ）

１）当該評価とした分析結果

2-1-1 ：本学では課程・コースにおいてアドミッション・ポリシーを設定し、入学を希望する者に対して『求める人材像』を明確に示している。特に、学校教育課程においては「学校教育への課題に取り組む意欲」が必要であることをすべてのコースで明示して、学校教育への課題に対して積極的に取り組むことを求めている。（教育文化学部）

2-1-2 ：教職を担う学生募集のために、多様な選考方法を確保している。特に、一般選抜以外に学校推薦型選抜（Ⅰ・Ⅱ）を実施しており、音楽・美術・体育などの能力のある者を積極的に受け入れるシステムをとっており、多様な学生を受け入れることができている。（教育文化学部）

2-1-3 ：本学部では高校生向けのオンライン説明会を複数回実施し、学部の説明や模擬授業などを行っている。また、学部の広報委員会を中心に、教員が県内の高等学校で行われる説明会に直接参加し、対面による進学相談に応じている。その際、志望する者からの相談を教員が受け付ける場を設定しており、そこで受け付けた質問などをコースにフィードバックすることを行って、改善に努めている。（教育文化学部）

2-1-3 ：入学後の教職ガイダンスや教育学入門の授業を通して、教職を担うにふさわしい人材確保に努めている。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点

教職を担うにふさわしい人材の確保・育成のために、学部ごとにオリジナルの取り組みを行っており、授業のみならず、定期的なガイダンスや多様な入試形態なども深く関連している。

基準２－２　教職課程履修生／教職志望学生への適切な支援と指導

○ 教員養成教育を受けている学生に対して、その折々で適切な支援と指導を行うこと

［基準に係る取り組む内容］

2-2-1 ：教職志望の学生の学習ニーズ（適性・意欲およびそれに基づいた学習課題）を把握している
2-2-2 ：教職志望の学生に対する適切な履修指導を行っている
2-2-3 ：教職への適性が乏しいと判断された学生に対して適切な指導を行っている

（基準の実施状況についての自己評価：Ｂ）

１）当該評価とした分析結果

2-2-1 ：初年次ゼミや教職入門の授業での教職キャリアに関する授業に加え、教職課程履修開始時、また主免Ⅰ期実習、主免Ⅱ期実習、副免実習後の各段階で学生に対してクラス担任または卒論指導担当教員が個別に教職ポートフォリオによる面談を実施し、教職への意欲や適性を定期的に確認・把握している。（教育文化学部）

2-2-2 ：学年ごとに年１回行われる教職課程履修希望者向けのガイダンスにおいて、各学年で開講されている科目の情報を提示し、計画的に科目を履修できるよう指導している。また、総合学務課理工担当窓口においても随時履修指導を行っている。（理工学部）

2-2-3 ：教職への適性に問題を抱える学生に対しては、教育実習実施委員会の委員やクラス担任または卒論指導担当教員等が面談を実施して詳しい状況を把握して助言を行う等、適宜指導を行っている。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点

すべての学部において、学年ごとのガイダンスがきちんと設定されており、それを介して、教職志望の学生の学習ニーズや適性の確認が行われている。

基準領域３ 教職へのキャリア・サポート

基準３－１　教職への意欲や適性の把握

○ 教員養成教育を受けている学生の意欲や適性の把握に努めるとともに、教職に向けての適切なキャリア支援を行うこと

[基準に係る取り組む内容]
3-1-1 ：在学中の折々に学生の教職に対する意欲を把握している
3-1-2 ：在学中の折々に学生の教職に対する適性を把握している
3-1-3 ：個々の学生のニーズの把握に基づいた適切なキャリア支援を行っている

(基準の実施状況についての自己評価：B)
１）当該評価とした分析結果
3-1-1 ：キャリア委員会や初年次ゼミでの進路希望調査及び担任が教職ポートフォリオによる面談を定期的に実施すること等を通じ、学生の教職への意欲を把握・診断・評価している。（教育文化学部）
3-1-2 ：担任が教職ポートフォリオによる面談を定期的に実施していることに加え、教育実習中の訪問指導等を通じ、学生の教職への適性を把握・診断・評価している。（教育文化学部）
3-1-3 ：担任が教職ポートフォリオによる面談の際に助言等を行う他、教職を志望する学生に対しては、キャリア委員会が主催する教員採用支援講座「スタージュ」及び教職キャリア支援室が運営する教職自主ゼミ、「教職総合基礎」「教職発展演習」等の授業の開講等、学生の多様なニーズに応じたキャリア支援を実施している。また、教職大学院への進学希望者に対しては、教職大学院の授業体験を通じてより高度な授業内容に触れたり、現職教員院生と関わる機会を提供している。（教育文化学部）
3-1-3 ：将来の進路として教職を本格的に目指す学生向けに「教職スキルアップセミナー」を開講し、より実践的な指導による適切なキャリア支援を行っている。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点
教職学生への面談を定期的に実施することで、学生の教職に対する意欲や適性を把握できている。また、キャリア支援として両学部独自の講座が開講されているとともに、学部横断的な実施も開始されるなど全学的な取り組みへの進展も見られる。

基準３－２　履修指導を支える組織体制やシステムの充実

○ 教員養成教育を受ける学生が主体的にキャリア形成を行うべく、必要な組織体制やシステムを整えること

[基準に係る取り組む内容]
3-2-1 ：教職入職に関する各種の情報を適切に提供している
3-2-2 ：教員養成教育の成果の検証を踏まえた改善システムを構築している
3-2-3 ：教員免許状の取得や教員採用試験合格のみをゴールとしない、多様なキャリア支援に取り組んでいる
3-2-4 ：在学中のメンタル・サポートの体制を整えている

(基準の実施状況についての自己評価：A)
１）当該評価とした分析結果
3-2-1 ：初年次ゼミ、担任による面談に加え、「教職入門」「教職総合基礎」「教職発展演習」「教育実地研究Ⅲ・Ⅳ」「教職総合基礎」「教職発展演習」「教職実践演習」などの授業で教職に係る幅広い情報を適切に提供している。また、キャリア委員会教職部門の活動である「ス

タージュ」「教職自主ゼミ」などを通じて、教員就職に関する情報を適切に提供するとともに、学生が主体的にキャリア形成を図れるような学びの機会を設定している。（教育文化学部）

3-2-2 ：教員養成委員会は教育担当副学部長が委員長となり、教職入門、教育実地研究、教育実習、教職実践演習等の科目に対応した各実施委員会、及び介護等体験実施委員会、保育士養成実施委員会の各委員長によって構成されている。本委員会が毎年度、教職課程全体の評価改善、連絡調整に関わる事項を所掌している。（教育文化学部）

3-2-3 ：各コースに就職担当教員を置くとともに、それらの教員を構成員とする進路指導委員会を組織し、学部全体として多様なキャリア支援に取り組んでいる。また、学生支援・就職課就職推進担当と連携し、教員への就職に留まらない幅広い支援を行っている。（理工学部）

3-2-4 ：各学科及び各コースにおいて、全学生と各学期１回（年２回）面談することにより、必要に応じて学生サポートルームや保健管理センターと連携する体制を整えている。また、学部独自の取組として、週１回なんでも相談室を開設し、カウンセラーが学生からのあらゆる相談に対応している。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点

教員就職に関する情報は特定の学部に限定されることなく広く提供されている。また、教員養成教育の成果を踏まえて漸次的に教員養成システムを改善していくシステムも存在しており、それには各教職教員のみならず、さまざまな部署が連携・協力しながら取り組んでいる。その際、必ずしも教職のみを進路のゴールとしない形で多様なキャリア支援が行われている。

基準領域４ 大学教育の一環としての教員養成カリキュラムの運営

基準４－１　大学としての自律性とスタッフ・教育課程の充実

○ 大学としてふさわしい自律性を持ってカリキュラムを構成し、その中に教員養成教育を適切に位置づけること

[基準に係る取り組む内容]
4-1-1 ：大学としてふさわしい自律的な運営体制を構築している
4-1-2 ：幅広い教養教育をベースとした専門性の高いカリキュラムを提供している
4-1-3 ：教員の研究成果と教育内容とを有機的に関連させている
4-1-4 ：当該機関の設置理念・目的を構成員が共有している

(基準の実施状況についての自己評価：B)
１）当該評価とした分析結果
4-1-1 ：教育文化学部では教育研究カウンシル、運営カウンシルを設けている。カウンシルの構成員の約半数（4/9名）を外部委員にすることで、教育課程の編成といった教職課程にかかわる基本方針について、定期的に効果検証を行う体制を構築しており、大学として自律性をもって運営している。（教育文化学部）
4-1-2 ：学校教育課程では、教養基礎教育として、教養教育科目と基礎教育科目があり、それを基盤とした教育実習系科目と現場実践力養成科目、各コースの特質に応じた専門教科が体系的・発展的に学べるようにカリキュラム・ツリーを設定している。そして、教育文化学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校、秋田県・秋田市教育委員会、少年自然の家等の教育各機関と連携を図りながら、実践の場で応用するといった理論と実践の往還ができるように専門性の高いカリキュラムを整えている。（教育文化学部）
4-1-2 ：全学向けに高等教育グローバルセンターが幅広い教養教育科目を開講している。また、理工学部では、専門教育につながる基礎教育科目から専門教育科目を開講しており、各コースで専門性の高いカリキュラムを提供している。（理工学部）
4-1-3 ：学術研究に裏打ちされた教育を行うことが教員養成において重要であるという合意に基づき、個々の教員が自らの研究成果を授業内容に反映させている。（教育文化学部）
4-1-4 ：教授会前アカデミック・プレゼンテーションやFDを通じて、学部や学科の設置理念や目的について教員間で共有し理解を深めている。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点
大学として教養教育科目と基礎・専門教育科目を幅広く設定したうえで、その中に教員養成教員を位置づけ、それらが独立するのではなく、有機的に関連するように設計されている。

基準４－２　教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること

○ 教員養成教育のカリキュラムにおいて、学生自らが創造的に課題を発見し、解決する主体的な学びを構築するような方策を講じること

[基準に係る取り組む内容]
4-2-1 ：学生自身による課題発見・課題解決型の学習を促す工夫に取り組んでいる
4-2-2 ：学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成する場を設定している
4-2-3 ：学生の研究志向を育むカリキュラムを提供している

(基準の実施状況についての自己評価：A)
１）当該評価とした分析結果
4-2-1 ：すべての学生は入学年度前期に「初年次ゼミ」を履修し、大学での学習方法を学ぶ機会を用意している。初年次ゼミでは学校教育の課題の発見方法や課題の探究の仕方を協働的に学ぶ機会を設けている。２年次以降は、各コースの専門科目などに応じて課題解決に取り組む授業

が多く設定されている。地域文化学科では「地域連携ゼミ」が３年次に設定されており、２年次までの学びを活かして地域の方とチームを組んで実際の問題解決を目指す取り組みも行われている。（教育文化学部）

4-2-2 ：専門教育科目において、学生間の協同による課題発見力・課題解決力や合意形成力を育成するアクティブ・ラーニング教育を積極的に実施している。（理工学部）

4-2-3 ：学生の研究志向をはぐくむために３年後期からゼミナールに所属し、卒業論文作成に向けて研究志向を高める取り組みを行っている。ゼミナールでは、学生間の議論や教員との対話を通して、研究方法の習得に努めるようにしている。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点

教員養成教員を含む各学部のカリキュラム全体の中で、学生自身が問題を発見し、解決に導くための方法を学習する機会が設定されている。その際、学生間の協同を促す授業が幅広く実施されている。

基準領域５ 子どもの教育課題と大学教育との関連づけ

基準５－１　学校現場への理解と教育実習の充実

○　学校現場についての理解を醸成するとともに、その理解に基づく適切な実習プログラムを設定し、運用すること

[基準に係る取り組む内容]
5-1-1：公教育システムと学校についての広い視野を醸成する機会を提供する
5-1-2：教育の実際場面に学生がふれる機会を設定する
5-1-3：取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する

(基準の実施状況についての自己評価：A)
１）当該評価とした分析結果
5-1-1：教職の魅力を伝え、その意義を学校・地域社会など多様な視点から伝える授業等を教育委員会や学校と共同して教職課程の初期段階に設定している。具体的には、「教育実地研究Ⅰ」（児童館等での活動支援）、「同Ⅱ」（少年自然の家での活動支援）、「同Ⅲ・Ⅳ」（学校での学習支援や教材作成）が該当する。（教育文化学部）
5-1-2：理科及び数学教員免許取得希望者向けに必修科目として開講している「教職インターンシップ」においては、教育実習の前段階として教育の実際場面にふれる機会を設定しており、県内高等学校で実際の学校現場を体験させている。（理工学部）
5-1-3：設定した教育実習評価基準を事前に学生と教育実習協力校に周知し、教育実習協力校指導教員と連携した公正かつ厳格な評価を行っている。また、現職教員、教育専門監、指導主事等の外部講師による講義、演習・協議を取り入れた「教職実践演習」を４年次後期に設定し、教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成している。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点
学校現場についての理解を深める機会が授業科目として複数設定されており、かつそれらが教育実習に結びつくようにカリキュラム設計されている。また、両学部ともに実務家教員が教員養成に積極的に携わることで、実践的指導力の涵養に努めている。

基準５－２　体験の省察・構造化の充実に関する工夫

○　教員養成教育の中に様々な体験活動を適切に位置づけるとともに、あわせてその体験を省察し、構造化する機会を提供すること

[基準に係る取り組む内容]
5-2-1 ：様々な体験活動とその省察による往還の機会を提供する
5-2-2 ：様々な発達段階に関する教育実践的な情報を提供する

(基準の実施状況についての自己評価：A)
１）当該評価とした分析結果
5-2-1 ：教職インターンシップや教育実習の事前事後指導を通じて、実際の体験活動とその省察による往還を実施している。（理工学部）
5-2-2 ：地域社会（学校教育以外）の様々な教育資源を活用したボランティア体験やインターンシップ等の体験活動の機会を設定し、その省察を通じて学生が子どもの発達やそれに応じた指導について理解を深める取り組みをしている。具体的には、「教育実地研究Ⅰ」（児童館等での活動支援）、「同Ⅱ」（少年自然の家での活動支援）が該当する。（教育文化学部）

２）評価上で特に記述すべき点
「教職実践演習」を中心に、しかしそれに限らない複数の体験活動とその省察の機会を設けており、学生が子どもの発達やそれに応じた指導について理解を深める取り組みをしている。

基準５－３　教育関連諸機関との連携・協力体制の構築と充実

○　教員養成教育を提供するに際し、教育関係の諸機関と適切な連携・協力体制を構築し、それを恒常的に改善していること

[基準に係る取り組む内容]

5-3-1 ：教育委員会や学校と大学との組織的な連携協力体制を構築している

5-3-2 ：当該機関の教員養成教育に適う学校現場等での優れた実践経験を有する者を招聘・採用している

(基準の実施状況についての自己評価：A)

１）当該評価とした分析結果

5-3-1 ：教育委員会、教育実習協力校と大学・学部・学科等との間に適切な連携協力体制を構築し、定期的に会議を開催し、学生の指導・支援に必要な情報を共有している。（教育文化学部）

5-3-2 ：教育委員会との連携により、学校現場等での優れた実践経験を有する者を、実務家教員、非常勤教員、客員教員、実地指導講師等として招聘して、専門的・理論的な科目と実践的な科目を往還して学べる機会を学生に提供している。（教育文化学部）

5-3-2 ：学校現場での優れた実践経験を有する者を教職コーディネーターとして採用しており、学校現場との橋渡しや教育実習とその省察による往還、適切なキャリア支援を行っている。（理工学部）

２）評価上で特に記述すべき点

さまざまな教育関連諸機関と連携・協力体制を敷くとともに、優れた実践経験を有する者を招聘・採用することで、学生への教員養成教育を充実化させている。また、大学としても教育委員会をはじめ連携・協力することで、県下の教員養成において重要な役割を果たしている。